

— 目次 —

- 平成 30 年 4 月の税務
- 予定納税と振替納税

いつもお世話になっております。

春の暖かい日差しが気持ちのいい季節になりました。
いかがお過ごしでしょうか。

それでは、今月の【Abeam 通信】をお届けします。

平成 30 年 4 月の税務

4/10

- 3 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4/16

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)

5/1

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告

- 2 月決算法人の確定申告

<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告

<消費税・地方消費税>

- 8 月決算法人の中間申告

<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が 400 万円超の 5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(12 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 軽自動車税の納付

- 固定資産税(都市計画税)の第 1 期分の納付

- 固定資産課税台帳の縦覧期間(4 月 1 日から 20 日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)

- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3 月を経過する日までの期間等)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

予定納税と振替納税

◆こないだ払ったのにまたすぐ請求が！

給与を複数個所からもらうようになったとか、サラリーマンから独立をしたとか、賃貸不動産が軌道に乗り始めて儲けが多くなったとか、そういった方から「こないだ確定申告で税金を払ったのに、また国税から請求が来ている！」と相談が来る事があります。

長年事業をやっておられる方はご存じかと思いますが、これは予定納税制度というものです。その年の5月15日現在において、確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税等を前払いする制度です。事業版の源泉徴収制度、という感じでしょうか。

◆予定納税は減額可能だが……

予定納税は「去年の実績にあわせて、次の確定申告時の税金の一部を前払い」するものです。ただし、今年が去年よりも実際に払う所得税額が低いと見込まれる場合は、「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請手続」という手続きを行うことによって、予定納税額を減らすことができます。理由に関しては多岐にわたるものが例示されています。例えば廃業や休業、失業をした場合はもちろんのこと、業況不振で所得が下がりそうだとか、災害や盗難、医療費の支出、扶養親族や社保控除や寄附金控除の増加等、何はともあれ「税金を払う予定の額が少なくなった場合」は減額申請ができるようです。

ただし、予定納税した後の確定申告で、実際に納税した額よりも税金が少なかった場合は、還付加算金という利息が付いて戻ってくるので、資金に余裕がある場合は減額申請をしない方がちょっとだけお得です。

◆振替納税は読んで字のごとく

振替納税は、その名の通り口座引落しで所得税等を払う方法です。前述の予定納税がある場合で振替納税の手続きをしていると、予定納税額が7月と11月に引き落とされるようになります。

便利ではありますが、日々の入出金と同じ口座を利用していると「不意な引落しでお金が足りない！」という事態もありえますので、資金管理はしっかりとしましょう。

◆◆さいごに◆◆

4月は入社式、入学式の季節です。人との別れや出会いも多く、新しいものとの出会いに期待感が膨らんだり、ワクワク気分になる時期でもあります。

これから新生活が始まる社会人、学生の皆さんは、今までの環境と大きく違い大変なことも多いと思いますが、経験上、早く慣れるには友人を早く見つけることが近道だと思います。頑張ってください！

アビームマネジメント 一同